質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書　“E-waste”の定義について １．業務の目的 に記載のあるE-wasteの注釈1) には、自動車 は含まれておりませんが、２．業務の内容 【調査項目と内容】（ア）の法令調査についてのみ、「自動車」 と明記があります。従い、本件においては、自動車関連については関係法令の調査のみを行い、その他の調査項目の”E-waste”は、自動車関連は対象外との整理でよろしいでしょうか。	自動車は、政策対象とする廃電子基板、廃蓄電池（廃リチウムイオン蓄電池等）の発生源となり得ることから、関係法令調査(2.(1)(ア))を実施することにしました。 その他、現地の事業者が自動車由来の上記廃棄物を取り扱う場合、市場規模(ウ)、品位(エ)、ビジネス形態(オ)(カ)、最終処理(キ)の調査についても対象とします。
2	仕様書 現地での打合せ想定回数について ２.業務内容（２）協力対象国の候補選定、及び協力合意交渉に向けた支援【現地での交渉の支援】の説明資料の配布において「A4版、英語版、各20頁×各10部×延べ9回程度想定」 とあります。述べ9回程度とは、3カ国において、概ね各国3回ずつの打合せを行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、協力対象の候補３カ国程度のそれぞれにおいて、複数のカウンターパートとの打合せを３回程度、想定しています。
3	【現地での調査活動】 対象国５か国の第一回訪問及び第二回訪問について、7泊８日から7泊9日、３～４名とのことですが、本邦からの出張人数を2～３名とし、現地の事情に通じた現地コンサル職員等を加えて３～４名で訪問調査を実施する計画案は、仕様書上認められるでしょうか。	本邦からの出張者と現地コンサル職員の混成チームによる訪問調査について、有効な手段となり得るのであれば、仕様書の解釈として問題ありません。
4	現地調査に関して助言を求める有識者2名程度と国内委員会に参加する有識者3名程度には人数の相違があるものの、同一人物であっても支障ないでしょうか？	E-waste関連の法制度、国際情勢、官民連携や海外事業等に精通した有識者であれば、同一人物が調査助言と国内委員会参加の両方の役割を兼ねても問題ありません。